

社会医療法人 生長会
ベルシャンテハウス

指定看護小規模多機能型居宅介護
〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕
事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人生長会が設置するベルシャンテハウス（以下「事業所」という。）において実施する指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画策定担当者、看護職員、介護職員（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕従業者」が、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕の提供を確保することを目的とする。

(指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕の運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものと、その居宅又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を営むようにすることとする。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業にあたっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、協力医療機関に加え、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準

を定める条例」(平成24年条例第58号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ベルシャンテハウス
- (2) 所在地 大阪府堺市中区深阪1丁13番67号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤兼務)
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 介護支援専門員 3名以上
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるように支援計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 4名以上
看護職員は、利用者に必要な看護を行う。
- (4) 介護職員 10名以上
介護職員は、利用者に必要な介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 訪問サービス 24時間
- (3) 通いサービス営業時間 午前7時～午後8時
- (4) 泊まりサービス営業時間 午後8時～午前7時

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第6条 事業所の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29人
- (2) 通いサービス利用定員 18人
- (3) 泊まりサービス利用定員 9人

(利用料等)

第7条 事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 食事の提供に要する費用は、朝食420円、昼食670円、夕食670円を徴収する。

4 宿泊に要する費用は、101号室～108号室・111号室は1日2,500円を110号室は1日3,500円を徴収する。

5 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

6 月の途中における利用については日割り計算とする。

7 利用料の支払を受けたときは、利用料とその他利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

8 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。但し、事業所の車を利用する場合は、次条事業実施範囲を越えて5km毎500円を徴収する。

9 サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、堺市中区・堺市南区・堺市西区・堺市東区・堺市北区とする。

(衛生管理等)

第9条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提

供を受けるよう留意する。

2 利用者が入院治療を要する者であること等、利用に対して必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の措置を講じる。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕に関し、法第23条の規定により当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第16条 事業者は、原則として身体拘束を行わないこととする。

2 利用者が、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行うこととする。

3 事業者は、身体拘束を行う場合は、行った日時、理由及び態様などについての記録を行うものとする。

(地域との連携など)

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運

営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第18条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

(その他の運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕の提供をさせないものとする。

5 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護〔指定看護小規模多機能型居宅介護・短期利用〕に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（サービス提供記録は提供日から5年）保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人生長会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

平成26年11月 4日から一部変更し施行する。

平成27年 4月 1日から一部変更し施行する。

平成27年 7月 1日から一部変更し施行する。

平成28年 1月 1日から一部変更し施行する。

平成28年 2月 1日から一部変更し施行する。

平成28年 3月16日から一部変更し施行する。

平成28年	6月10日	から一部変更し施行する。
平成29年	4月1日	から一部変更し施行する。
平成30年	2月24日	から一部変更し施行する。
平成31年	2月1日	から一部変更し施行する。
令和元年	8月1日	から一部変更し施行する。
令和2年	2月1日	から一部変更し施行する。
令和3年	9月1日	から一部変更し施行する。
令和4年	2月1日	から一部変更し施行する。
令和5年	2月1日	から一部変更し施行する。
令和6年	4月1日	から一部変更し施行する。
令和7年	3月16日	から一部変更し施行する。
令和7年	7月1日	から一部変更し施行する。
令和8年	1月5日	から一部変更し施行する。